

この例題は、令和6年12月30日より施行されている「貿易外省令第10条第3項の規定に基づき、重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項」（以下「**重要管理対象技術告示**」という。）に関する正誤形式の例題です。実務能力認定試験の参考にしていただければ幸いです。

【経済産業省の資料】

「技術管理強化のための官民対話スキーム」

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo08.html>

「制度概要」

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/241115_kanmintaiwa-gaiyo.pdf

「制度についての Q&A」

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/241115_kanmintaiwa-qa.pdf

【関係条文】

貿易外省令第9条第2項第七号

<https://laws.e-gov.go.jp/law/410M50000400008/>

「貿易外省令第10条第3項の規定に基づき、重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項」（**重要管理対象技術告示**）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/shourei/20241030_kokuji.pdf

以下の例題の正誤を答えなさい。

問題 1

重要管理対象技術告示の重要管理対象技術は、外為令別表の 16 の項に該当する技術のうち、設計又は製造に係る技術である。

問題 2

重要管理対象技術告示の重要管理対象技術は、外為令別表の 16 の項に該当する技術のうち、使用に係る技術である。

問題 3

本邦にある貿易会社 X は、重要管理対象技術告示の重要管理対象技術に該当する炭素繊維の製造技術を中国にある Y 社に提供する契約を締結する予定である。この場合、貿易会社 X は、契約締結後、当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

問題 4

本邦にある貿易会社 X は、重要管理対象技術告示の重要管理対象技術に該当する炭素繊維の製造技術をチェコにある Y 社に提供する契約を締結する予定である。この場合、貿易会社 X は、契約締結前に当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

問題 5

本邦にあるメーカー X は、重要管理対象技術告示の重要管理対象技術に該当する炭素繊維の製造技術で、公開特許情報である技術資料 Q を中国にある Y 社に提供する契約を締結する予定である。この場合、メーカー X は、契約締結前に当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

問題 6

本邦にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する積層セラミックス 5, 000 個をスマホ製造用に中国にある Y 社に輸出する契約を締結する予定である。この場合、メーカー X は、重要管理対象技術告示に基づき、契約締結前に当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

解答 1

【正解】○

【解説】重要管理対象技術告示の重要管理対象技術は、**外為令別表の 16 の項に該当する「設計又は製造に係る技術」**で、「使用に係る技術」は規制対象外である。よって、正しい。

解答 2

【正解】×

【解説】重要管理対象技術告示の重要管理対象技術は、**外為令別表の 16 の項に該当する「使用に係る技術」**は規制対象外であるから、誤り。

解答 3

【正解】×

【解説】本邦にある貿易会社 X は、重要管理対象技術告示の重要管理対象技術に該当する炭素繊維の製造技術を中国にある Y 社に提供する契約を締結する予定である。この場合、貿易会社 X は、**「契約締結前に」**当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならないので、誤り。

解答 4

【正解】×

【解説】チェコは、**輸出令別表第 3 の地域**なので、規制対象外の地域であるので、誤り。

解答 5

【正解】×

【解説】重要管理対象技術告示の重要管理対象技術に該当する炭素繊維の製造技術であっても、**公開特許情報**である技術資料 Q は、**貿易外省令第 9 条第 2 項第九号**にあたるので、**重要管理対象技術告示第一号イ**にあたり、事前の報告義務はない。よって、誤り。

解答 6

【正解】×

【解説】**重要管理対象技術告示の重要管理対象技術は、技術提供の規制**であって、貨物の輸出規制ではないので、誤り。